

分科会の審議状況について

平成 11 年 9 月 20 日

第一分科会における検討の論点（案）

平成11年9月20日

第一分科会座長

○文明論的視点

原子力の位置付けや在り方を議論するに当たり、人類文明の歴史的展開を踏まえ、現代社会が何を求め、どのような方向に向かうのかなどについて議論する。

〔キーワード〕

- ・大量生産・大量消費・大量廃棄型社会から循環型社会へ
- ・工業化社会から高度情報化社会へ
- ・少子高齢化に伴う経済社会の成熟化
- ・地球環境との調和と、持続的な経済成長の同時達成
- ・地球的視野の中での我が国に求められる役割
- ・新しい科学技術文明の創造
- ・現世代が享受する便益と後世代に残す資産、負債

○国民の信頼の確保

国民から信頼される原子力を目指して、政策決定の在り方等について議論する。

〔国民の不信感〕

- ・国民の信頼感醸成のための要件
(原子力の光と影を踏まえて現状とその形成要因の分析・評価)

〔政策決定の在り方〕

- ・政策に関する合意形成の在り方（目標とプロセス等）
- ・代議制民主主義の中での国民の意思表示の在り方

〔知識基盤の形成〕

- ・透明性の確保のための情報公開・説明責任の在り方
- ・分かりやすくタイムリーな情報提供の在り方
- ・青少年が自ら考え、判断を行うための教育の在り方
- ・マスメディアの役割と在り方

○安全と安心の確保

安全を国民の安心につなげていくという観点から、リスクの本質を分析・評価するとともに、平常時及び緊急時において、国民に対してリスクをどのように表現し、伝達していくべきかについて議論する。

〔社会学・心理学的観点〕

- ・リスクと便益の比較
- ・NIMBY現象（Not in My Backyard 現象）等も含めた原子力を取り巻く状況の社会学・心理学的分析
- ・安心感醸成における「人」の役割

〔リスク管理の在り方・リスクの表現手法〕

- ・安全確保の基本的考え方
（チェック機能の確保、異常発生に対する備え、安全性向上のための努力）
- ・リスク情報（確率論的安全評価等）の活用の意義と今後の方向性

○原子力と立地地域との共生

原子力施設の立地が地域の発展にどのように寄与し、立地地域が直面している課題にどう対応していくかについて議論する。

〔国、自治体、事業者の関係の在り方〕

- ・国、自治体、事業者が立地地域において果たす役割
- ・行政法的観点からの整理（地方分権の流れ、権限と責任の明確化）
- ・国全体としての課題と個別地域の事情との調和
- ・立地地域と消費地域の意識の格差の解消

〔長期的な地域の発展に向けて〕

- ・自立的な地域発展の在り方
- ・国と地方自治体の役割

以 上

第二分科会における検討項目について

平成11年年9月13日

第二分科会座長

1. 新エネルギーとの比較等エネルギー政策の中の原子力利用の在り方

- ①世界・アジア・日本のエネルギー・セキュリティー
(含新エネルギー利用、ライフスタイル問題)
- ②地球環境問題
- ③原子力の位置づけ
- ④その他

2. 放射性廃棄物処分を含む核燃料サイクル政策の明確化

- ①核燃料サイクルの意義
- ②濃縮、加工
- ③プルサーマル、MOX再処理
- ④中間貯蔵
- ⑤軽水炉再処理
- ⑥廃棄物のカテゴライズ問題を含む基本的な考え方
- ⑦原子力施設の廃止措置
- ⑧その他

3. 原子力産業の在り方

- ①軽水炉長寿命化 (含予防保全)
- ②人材・技術の維持、継承、発展
- ③規制緩和に伴う課題 (含コスト・民間基準)
- ④軽水炉の高度化、輸出
- ⑤その他 (含軽水炉の発電以外の利用)

長期計画策定会議第三分科会の検討項目（案）

平成11年9月20日

1. 長期計画策定会議から与えられた検討事項

（テーマ）高速増殖炉関連技術の将来展開

高速増殖炉とこれに関連する核燃料サイクル技術の在り方、方向性及び今後の課題に関する事項

2. 具体的な検討項目

(1) 高速増殖炉関連技術の在り方

- 高速増殖炉を中心とした核燃料サイクルの必要性
- 核種分離・消滅処理技術の必要性
- 研究開発の現状と将来の展望
- 高速増殖炉の導入シナリオの検討
- 海外における研究開発動向

(2) 研究開発の進め方

- 高速増殖炉及び関連するサイクル技術に関する研究開発の進め方
- 核種分離・消滅処理技術に関する研究開発の進め方

(3) 「もんじゅ」及び研究施設の進め方

- 「もんじゅ」の位置付けと今後の進め方
- 「もんじゅ」の研究開発成果の評価方法
- その他の研究施設の位置付けと役割分担

(4) 研究開発の体制と評価

- 研究開発の体制と役割分担、人材育成
- 研究開発の評価方法と計画の柔軟性

(5) 国際協力の進め方

長期計画策定会議第四分科会の審議事項

平成11年9月20日
第四分科会共同座長

1. 審議事項

加速器、核融合、研究炉、レーザー等の先端的研究開発の推進方策及び我が国全体としての研究開発体制の在り方に関する事項を中心に審議を行う。

2. 審議項目

(未踏分野への挑戦)

○見る(性質と機能の理解)

○極める(物質の根源理解)

○創る(新物質の創製等)

の3つの観点から、加速器開発、レーザー研究、放射光等に関して、

・研究開発の意義・動向

—先端技術のシーズとしての今後の研究開発方策

—研究開発推進の意義、体制の在り方

・将来展望

・国際競争力の強化

—優位性を維持する必要性

—基幹技術としての位置付け

・中長期的戦略の構築(テクノロジー・プッシュの側面重視)

等について検討する。

(持続可能な発展)

環境との調和、エネルギーとしての可能性、安心して使える技術という観点から分析する。

○核融合

・研究開発の意義・動向

—先端技術のシーズとしての今後の研究開発方策

—研究開発推進の意義、体制の在り方

・将来展望

・国際競争力の強化

—優位性を維持する必要性

—基幹技術としての位置付け

・中長期的戦略の構築(テクノロジー・プッシュの側面重視)

○研究炉、中小型安全炉

- ・今日的意義
 - ・新たな利用法の模索
 - ・成果と現状
 - ・国の役割
 - ・中長期的戦略の構築（テクノロジー・プッシュの側面重視）
- 等

（横断的事項等）

- 研究開発の推進方策、体制の在り方（相互交流、機関連携、施設利用等）
 - 適切な評価の在り方
 - 地域への展開
 - 若者の参加意欲増進
- 等

（参考）第1回長期計画策定会議での指摘事項

- 原子力科学技術の幅広い可能性
- 国と民間の役割分担と連携・協力

長期計画策定会議第五分科会の審議事項

平成11年9月20日
第五分科会共同座長

1. 審議事項

質の高い医療の実現、食糧の安定供給といった国民に身近な放射線利用の在り方及び推進方策に関する事項を中心に審議を行うこととする。

2. 審議項目

(放射線利用の方向性と利用可能性の国民への提示)

○医療全体における放射線利用

- ・放射線利用の意義
- ・治療、診断等への応用・研究開発
- ・他の手段との役割分担
- ・国際比較
- ・将来展望、地域展開

○食糧の安定供給の観点からの放射線利用

- ・放射線利用の意義
- ・食品照射等生物、農業分野等への応用・研究開発
- ・他の手段との役割分担
- ・国際比較
- ・将来展望

○環境保全への貢献

- ・放射線利用の意義
- ・国際貢献
- ・将来展望

○新産業創出に貢献する工業分野への応用

- ・放射線利用の意義
- ・生活の向上、新材料の開発等
- ・将来展望

○放射線の健康影響（長崎、広島等）

- ・低線量放射線の生体への影響
- ・被爆体験を踏まえた我が国の役割
- ・平和利用への掛け橋、国際貢献

(放射線利用の普及等)

○相互交流、機関連携の推進

○放射線教育

○R Iの利用 等

第六分科会における検討の論点

平成11年9月20日

第六分科会座長

○国際協力推進の理念

- ・核不拡散を踏まえた、包括的・戦略的な政策の展開、多様な政策手段の活用

○最近の国際情勢に対する認識

- ・原子力を巡る各国の動向（欧米、アジア地域、旧ソ連、中・東欧諸国）
- ・地球温暖化問題に関する動向
- ・世界の核不拡散、核軍縮の動向

○我が国の原子力分野における国際的対応の地域的展開について

- ・アジア地域における対応のあり方
- ・米国との対応のあり方
- ・西欧との対応のあり方
- ・旧ソ連との対応のあり方
- ・中東欧との対応のあり方

○核不拡散に資する国際協力

- ・国際的な核不拡散体制強化への対応（NPT再検討会議、カットオフ条約等）
- ・核不拡散・核軍縮に資する具体的な施策（余剰兵器プルトニウム管理・処分への協力等）
- ・今後の保障措置のあり方
- ・核不拡散に資する技術の研究開発
（核不拡散抵抗性の高い技術、核物質管理・核物質計量技術等）

○国際機関の活用の方途（IAEA、OECD/NEA等）

- ・原子力発電の理解増進、バックエンド対策の推進
- ・余剰兵器プルトニウムのIAEAによる検証体制の確立
- ・国際機関の行う安全確保、原子力損害賠償制度整備のための活動支援
- ・人的貢献を通じた国際機関の活用

○我が国の主要な原子力活動に係る国際的取組等

- ・プルトニウム利用政策に対する国際的な理解の増進
- ・使用済燃料再処理・管理を巡る対応
- ・放射性廃棄物処理・処分に關する協力の推進
- ・国際輸送の円滑な実施
- ・原子力安全に關する協力の推進
- ・研究開発協力（高速増殖炉関連技術、先端的研究開発、放射線利用）推進

第二分科会における検討状況について

共同座長 近藤駿介（東京大学）、前田 肇（関西電力）

1. 本分科会の第1回会合は9月13日（月）に開催された。
2. 当日はまず、委員紹介の後、分科会設置趣旨の説明を依田原子力委員より、関連資料の説明を事務局より受けた、ついで、座長より、審議事項の内容を表すキーワード一覧（別添）を示し、各委員から審議の重点と考えるところについて意見の開陳を得た。その主要点は以下のとおり。
 - 1) 長期計画策定とは、2030年頃までのエネルギー需給に影響を与える可能性があると考えられる今後の10年間程度の政策選択のあり方を明らかにすることであること。
 - 2) エネルギー政策における原子力の位置付け（プライオリティー）の検討にあたっては、地球環境問題、エネルギーセキュリティ、技術の安全性、信頼性、経済性等の観点から、エネルギー市場の自由化、天然ガスなど他のエネルギー資源・技術の特性と可能性、エネルギー需要の見通しを踏まえてデータに基づく議論を行うこと。この場合、分科会の構成は明らかに原子力推進派に分類される委員が大多数との意見もあるところ、世論調査は国民の大多数が原子力に不安を抱いていることを示していることを踏まえて、原子力問題に対して批判的な発言をしている人々の論点にも配慮すること。
 - 3) 燃料サイクル事業のあり方については、その意義、何をいつまで誰が責任を持って進めるのかを明らかにしていくことが肝要。議論にあたっては、増殖炉は資源利用率を大幅に増大して資源規模の拡大をもたらすこと、廃棄物処理処分は必然であること、プルサーマルについては、内外に安全性などを含む様々な議論があることを踏まえること。
 - 4) 原子力産業のあり方については、内外の動向を踏まえて課題を明確にするとともに、人材の確保、過剰な安全規制の見直しなど現実的な課題についても是々非々の立場で検討すべきこと。
3. ついで座長より、今後の分科会の審議の進め方について、主要審議事項のそれぞれにレポーターを指名し、各レポーターのそれぞれの審議事項の審議を効果的に進めるために、関連データの取りまとめ、論点ペーパーの準備をお願いすることを提案して承された。そして、最後に、次回10月22日（金）は、内山委員にレポーターをお願いして、エネルギーとしての原子力の位置付けについて議論を行うことを決めて散会した。

第二分科会における検討項目について

平成11年年9月13日

第二分科会座長

1. 新エネルギーとの比較等エネルギー政策の中の原子力利用の在り方

- ①世界・アジア・日本のエネルギー・セキュリティ
(含新エネルギー利用、ライフスタイル問題)
- ②地球環境問題
- ③原子力の位置づけ
- ④その他

2. 放射性廃棄物処分を含む核燃料サイクル政策の明確化

- ①核燃料サイクルの意義
- ②濃縮、加工
- ③プルサーマル、MOX再処理
- ④中間貯蔵
- ⑤軽水炉再処理
- ⑥廃棄物のカテゴライズ問題を含む基本的な考え方
- ⑦原子力施設の廃止措置
- ⑧その他

3. 原子力産業の在り方

- ①軽水炉長寿命化 (含予防保全)
- ②人材・技術の維持、継承、発展
- ③規制緩和に伴う課題 (含コスト・民間基準)
- ④軽水炉の高度化、輸出
- ⑤その他 (含軽水炉の発電以外の利用)

第3回長期計画策定会議（9月20日）配付メモ
長期計画策定にさいして前提とすべき基本理念について

1999年9月17日作成

吉 岡 齊

1. 基本理念を定めておくことの必要性

次の2つの理由による。第1に、将来のエネルギー供給システム全体のあり方（その中の原子力の位置と役割を含む）というテーマは、原子力政策の根本的な重要問題であり、これを審議を特定の分科会のみ委ねることは適当ではない。それに関する議論を、策定会議の本会議を行うべきである。もし一定の結論が得られるならば、その結論はもちろん、各分科会を拘束するものとなる。

第2に、各分科会は、策定会議の下で審議を進め、レポートをまとめる。それらのレポートを参考にして、策定会議が答申（長期計画）をまとめる。もし策定会議があらかじめ一定のガイドラインを定めておかなければ、各分科会がそれぞれ勝手なガイドラインにもとづいて審議を進めるおそれがある。そのガイドラインや、それに基づく結論が、策定会議の意に沿わない場合、策定会議は各分科会レポートを差戻したり、あるいは各分科会レポートの結論を事実上棄却せざるを得ないケースも考えられる。そうした事態が起こらぬよう、事前に基本理念上の共通認識を定めておく必要がある。

上記の2点を審議する場として、策定会議に小委員会を設け、そこで5～6回インテンシブな審議を行い、その報告を策定会議でさらに検討し、一定の結論を得ることをめざすものとする。

2. 将来のエネルギー供給システム全体のあり方に関するビジョン作成

このテーマについて、小委員会で4～5回程度のインテンシブな審議を行い、基本的な考え方をまとめる。

たとえば次のようなビジョンを、私は抱いている。われこそはと思う委員の方々と、議論を戦わせたい。

将来のエネルギー供給システム全体のあり方については、まず長期的目標として「持続可能で生存に値する（sustainable and livable）人類社会」へのソフトランディングを目指すという大前提をまず立てる。つまり30年後（2030年頃）の時点で、上記のソフトランディングへ向けての移行過程が、順調に軌道に乗っているべきであるという大前提に立つ。そして、そうした社会変化の流れに刻して、高い整合性をもつものとして、エ

エネルギー供給システムの在り方を構想する。

参照点を30年後としたのは、それ以遠だと予測がほとんど意味をなさなくなるからである。もちろん30年後の時点で文明が向かうベクトルを推定しておけば、さらに遠方への外挿をしたような気分になるので、お好みならばそうしてもよい。ただしその気分はあくまでも錯覚である。

上記の長期的目標から具体的に導かれる指針は、雇用状況を著しく悪化させない限度内においてエネルギー消費を可能な限り抑制すること、および省エネルギー（エントロピー的効率も重要）と再生可能エネルギー（ただし環境破壊的でないものに限る）について、財政負担が可能な限度内において、最大限の普及促進をはかることである。

この大前提と整合的なものとして、中期ビジョンを立てる。その構想に際しては、エネルギー供給システムに関して、実現可能な複数の選択肢を立て、それぞれを包括的な評価基準体系に照らして総合評価し、ベストの選択肢を選ぶという手続きをとるのが妥当である。そのさい量の問題と質の問題を分離して考える。つまりエネルギー消費量はどの選択肢も事実上同一であると仮定し（たとえば成長率ゼロ）、その前提の中で「ベストミックス」を捜し当てる。（消費量が異なる場合、「ベストミックス」も異なる可能性があるが、これについては別途、同様の作業を行えばよい）。

ここで重要なことは、原子力と炭素・炭化水素系の化石燃料を、共通の土俵で比較検討することである。つまり両者に関してシンメトリカルな取扱いをすることである。

具体的な評価基準としては、軍事的安全保障、安全性、環境保護、資源安定供給、経済性の5つの基準を立てるのが妥当である。いずれの基準も上記のような社会の実現にとってきわめて重要だが、経済性の基準だけは、財政赤字を増大させず、受益者に負担させるという条件を満たすかぎり、優先順位を一段落とすのが妥当である。

合理性に関する判断は、どの時点を経験点にするかによって異なってくるが、「現時点から予測した10年後」を基本的な経験点とするのが妥当だろう。それ以遠だと予測の精度が悪くなるからである（今日の日本の政治的・経済的状況を、10年前の人々はどれほどの確に予測しえただろうか）。ただし10年後よりも遠い将来に関しても、相当確実な予測が可能な事柄については、たとえ30年後や、50年後のことであろうと、考慮に入れることが妥当である。

私の狙いは、審議の中立的ルールを提唱することであり、結論を出すことではない。しかし参考までにいえば、「原発新增設モラトリアム」がベストの選択肢だと私は思っている。

3. 審議のガイドラインについて

たとえば、次のようなガイドラインを定め、策定会議および各分科会の共通ルールとすべきだと思う。これについても少なくとも1回、小委員会で審議する必要がある。

- (1)原子力基本法第1条には、「この法律は、原子力の研究、開発及び利用を推進することによって、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興を図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上に寄与することを目的とする」とあ

る。この条文のもとでも、個々の事業計画については、「推進しない」という結論を出すことは可能であり、その可能性も含めて、原子力開発利用に対して価値中立的な枠組みに立ち、個々の事業計画のあり方を検討するものとする。

- (2) 今までの長期計画は、原子力分野のみを、計画の対象としてきた。だがこれからは、あくまでも包括的なエネルギー政策の企画立案の一環として、原子力政策の企画立案が行われるべきであると考え。実利用分野と研究開発分野の双方について、他のエネルギー源との優劣を比較しつつ、原子力に対する資源配分の適切な比率を定めていくことが、あらゆる場面で必要である。そこでは同じ目的を達成するための全ての有力な選択肢について、包括的な評価基準体系を立てた科学的な総合評価によって、ベストの選択肢を選ぶという様式を採用する。（複数の選択肢を同時採用する場合には、それらの優先順位を示す）。
- (3) 従来の長期計画では往々にして、将来に関する非現実的なまでの強気の見通しが立てられ、それが裏切られ続けてもなお、強気の見通しを出しつづける習慣が改められなかった。しかし今回については、そうした過去の過ちを繰り返さぬよう、過去の計画の妥当性に関する厳正なチェックアンドレビューを行い、そこから反省すべき点を抽出し、それを改定に明確に反映させる必要がある。
- (4) 現実的な長期計画とする必要がある。現実的な実現可能性が疑わしい計画を立てるのは、それ自体が無責任であり、公共利益の精神に反する。（2010年度までに20基を新増設するというアイデアは、その最たるものである）。
- (5) 今までの長期計画においては、政府事業のみならず民間事業までが、国家計画の中に組み入れられてきた。しかし、安全性・核不拡散・核物質防護などの分野を除いて、原子力開発利用事業に対して、特別に濃密な政府介入を必要とする理由は乏しい。それゆえ民間事業を、原則として国家計画の対象から外す必要がある。「本委員会として強く希望する」といった表現にとどめるのが妥当だろう。ただし今まで長期計画から除外されてきたアカデミックな事業については、積極的に組み込むための努力が行われてよいと思われる（「矢内原原則」の見直し）。
- (6) 今までの長期計画においては、個々の事業に関して、その責任主体、事業規模、目標年度が明示されてきたが、そのために原子力開発利用事業計画はきわめて硬直的なものとなり、社会的・経済的・技術的な状況変化に対応した柔軟な方針変更が困難となっていた。それを抜本的に見直し、柔軟な計画とする必要がある。とくに目標年度については、それを示すこと自体の是非についての再検討が必要である。
- (7) 情報保存・情報公開の仕方（特別の場合をのぞき審議を公開し詳細議事録を作成するとともに、非公開の場合も情報保存を完璧に行うこと）、招聘人・報告人の選定の仕方（さまざまな立場の専門家・有識者をバランス良く選ぶこと）、報告書の作成の仕方（起草委員会をつくり、委員みずからの主導権において報告書を作成すること）、国民意見反映の仕方（双方向的な公聴会を開くことなど）、などの基本的な運営ルールについて、標準的なルールを定めておく必要がある。

上記文書の内容は昨年6月の「長期エネルギー需給見通し」に準拠したものだが、この文書は、科学的な方法論の観点に照らせば、「きわめて出来が悪い」と評価せざるを得ない。

この報告書が用いている論法は、以下のようなものである。

エネルギー政策の基本原則は、「3つのE」——エネルギー安定供給（Energy Security）、経済成長（Economic Growth）、地球環境保全（Environmental Protection）——の3つの基準を同時に達成することである。ところで経済成長を続ければ、エネルギー消費も絶えず増大する。しかし地球環境保全の原則を満たすためには、地球温暖化を助長させる二酸化炭素の排出を削減しつつ、エネルギー消費を増やしていかなければならない。そのためには原子力等の非化石エネルギーの導入を拡大するしかない。また、エネルギー安全保障（安定供給）の観点からも、化石エネルギーへの依存度をできる限り減らしていく必要がある。なぜならアジア地域のエネルギー需給構造は、化石エネルギーの対外依存度の大幅な拡大によって脆弱化を進めており、突発的供給途絶等が懸念されるからである。それに対して非化石エネルギーは国産又は準国産であり、その最大限の導入促進が必要である。このように、非化石エネルギーの導入拡大が「3つのE」の同時達成の鍵を握るが、水力・地熱・新エネルギーの供給力には限界があるので、非化石エネルギーの導入拡大分の約3分の2を原子力発電とするのが適当である。それを実現するには、原子力発電所の設備容量を2010年度に7000～6600億キロワットとする必要がある。（そのためには今後10年余の間に、設備容量を2500～2100億キロワット増やさねばならない。つまり商業発電用原子炉を約20基増設しなければならない）。

この論法はきわめて欠陥の多いものである。第1の問題点は、3Eの同時達成という原則が不適切だという点である。まず指摘すべきは、考慮すべき基準が包括的でない点にある。バランスのとれた総合政策的判断を下すためには、国際平和秩序の維持や、健康・安全などの基準も、同等の重みをもつ基準として、考慮に入れるべきであろう。

第2の問題点は、2番目の基準が経済競争力（Economic Competitiveness）ではなく、経済成長（Economic Growth）となっている点である。右肩上がりの持続的経済成長を目指すか否かは、本質的に経済政策の領分である。エネルギー政策関係者のやるべきことは、社会の進むべき目標を設定することではなく、与えられた社会的目標を実現するための最適な手段を考えることにある。将来のエネルギー消費の増大を所与の前提としてビジョンを描くことは越権行為である。（なお将来のエネルギー消費に関しては、「可能な限り削減する」という前記の方針を取るべきである）。

第3の問題点は、3Eのうち残りの2つ、つまり地球環境保全とエネルギー安定供給の2つの基準について、非常に歪んだ判断を示している点である。まず前者については、二酸化炭素排出以外の環境負荷（たとえば放射能漏洩とその「ベリル」——多くの場合リスクとも呼ばれるが誤解を招きやすい表現だと思う——をいっさい無視しているので、総合政策的な判断手続きとして落第である。

また後者については、アジア地域における突発的なエネルギー危機という、きわめて非現実的な想定にもとづく議論を行っている。そもそもアジア地域には世界のエネルギー資

源の大半が集中している（中東油田地帯はもちろんアジア大陸に属しており、また旧ソ連のエネルギー資源の大半がアジアに埋蔵されている）。またエネルギーは国際商品であり、地球上の特定地域だけで需給逼迫が生ずるとは考えにくい。東北・東南アジア地域（かつて大東亜共栄圏と呼ばれた地域とほぼ重なりあう）だけを「アジア地域」と呼び、その狭い地域での自給率を論ずるのは、「戦争経済」的発想にもとづくものである。（ただし化石エネルギーの枯渇リスクをあまり強調しなくなった点だけは、従来と比べて若干の改善と言える）。原子力発電がエネルギー安定供給の観点からみて、決して優れたエネルギーではないことに関する認識が欠落しているのも、総合政策的な判断手続きとして問題がある。原子力発電とくにプルトニウム利用は、国際情勢の変化や事故勃発などによる国際・国内世論の変化に対してきわめて脆弱なエネルギーだからである。

付け加えて言えば、「二酸化炭素排出削減の方策」ということに主題を限定して、その最善の方策を検討する作業を、行ってみるのも面白いと思う。そこでまず必要なのは、適切な推計の方法論について共通認識を得ること（無理な場合は両論併記すること）である。次に重要なのは、その実現のための有力な選択肢を全て挙げ、その中から包括的な評価規準体系に照らして、ベストの選択肢を選びだすことである。たとえば高い税率の環境税の導入といった対抗的な選択肢と比較検討する必要がある。ただしたとえベストの選択肢であっても、それを行うことの損失が利益を上回る場合（つまり「後悔する政策」となる場合）には、落第である。

以上。